

岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本方針



平成 25 年 12 月

岩見沢市教育委員会

1 はじめに

社会状況が大きく変化する中、21世紀を心豊かでたくましく生き抜く力が求められており、教育においては、未来を担う子どもたちが、自ら学び考える力や他人を思いやる心の育成など、「生きる力」を身につけるための教育環境づくりに、学校、家庭、地域、教育行政が総ぐるみとなって取り組んでいかなければなりません。

岩見沢市においては、「豊かな心を育む教育・文化のまちづくり」の実現を目指し、保護者・地域も加わった生き生きと活気あふれる「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」を進めております。

しかし、一方で、少子化の進展に伴う児童生徒数の減少により、全国的に多くの学校で小規模化が進んでいます。これは本市においても例外ではなく、児童生徒数は、ピーク時だった昭和58年と比べると、今年度は約6割にまで減少しています。

子どもたちに良好な教育環境を提供するためには、適正な規模で学校教育が行われることが望ましく、児童生徒数の減少が見込まれる将来においても、小・中学校の配置が現状のままでは、小規模化が進み良好な教育環境の提供が難しくなることが予想されます。

また、耐震化が行われていない学校があることから、適正配置を検討したうえで計画的に耐震化を進めていかなければなりません。

このため、岩見沢市教育委員会は、将来における小・中学校の適正規模や配置等についての基本的な考え方について、『岩見沢市立学校通学区域審議会』に諮問し、平成25年11月に答申を受けました。

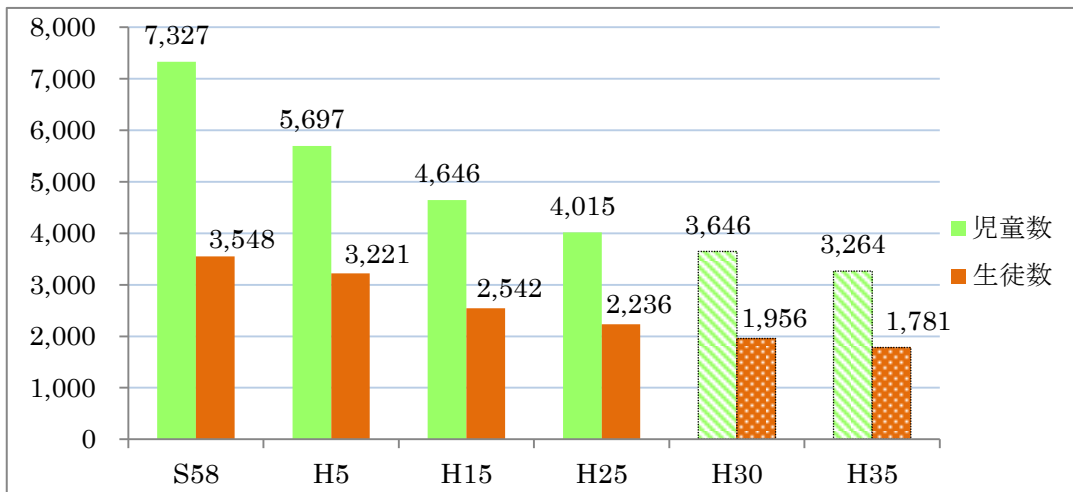
岩見沢市教育委員会としては、この答申の内容を最大限尊重したうえで「基本方針」を定め、今後はそれに沿った「基本計画」を策定し、適正配置等を進めることで、児童生徒数が減少する将来においても、子どもたちにとって良好な教育環境の提供に努めていきたいと考えております。

2 小・中学校の現状について

(1) 児童生徒数の推移

岩見沢市の児童生徒数は、昭和 58 年の 10,875 人をピークに、平成 25 年 5 月 1 日現在、6,251 人（▲42%）と年々減少し続けています。

さらに、学齢簿、住民基本台帳および人口問題研究所による岩見沢市の将来人口推計を基に、各学校の児童生徒数を推計したところ、10 年後の平成 35 年には、5,045 人とピーク時の約半数まで減少することが予測され、小・中学校の小規模化が懸念される結果となりました。



(2) 学校規模

学級数による学校規模の考え方について、国の基準は以下の通りです。

これを現在の岩見沢市に当てはめると、小学校の約半数と中学校の大半が適正規模を満たしていない状況となります。

学校規模 の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校	
	学級数	小学校 1～5 中学校 1～2	小学校 6～11 中学校 3～11	12～18	19～30	31学級 以上
当市の状況 (H25)	小学校 (全15校)	2校 ※複式学級	5校	8校	0校	0校
	中学校 (全10校)	0校	8校	2校	0校	0校

※ 複式学級～2つの学年で1つの学級を編成する学級

(3) 学校の小規模化による影響

小規模校には、以下のメリットとデメリットが考えられます。

	メリット	デメリット
【生活面】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ○ 異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○ 児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ○ 切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。 ○ 組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。 ○ 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
【学校運営面・財政面】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○ 学校が一体となって活動しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ○ 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○ 一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ○ 教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTA 活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

[文科省ホームページより抜粋]

3 小・中学校の適正配置に向けた基本的な考え方

(1) 適正規模

《学校規模（学級数）》

学級数について、国の基準では小・中学校ともに12学級以上18学級以下を標準としており、北海道教育委員会では、小学校12学級以上18学級以下、中学校9学級以上18学級以下を標準的な学校規模としています。

学校規模については、学習活動や集団活動を通じた児童生徒同士や教師等との多様な人間関係の中で、切磋琢磨できる環境が望ましいことから、クラス替えが可能である1学年2学級以上が必要であると考えます。

さらに、中学校は、生徒の興味・関心が多様化する時期であり、学習、部活動や学校行事等、多くの体験を通して成長する場です。また、教員配置についても主要5教科に複数の教員が配置でき、全教科専任教員を配置することが望ましいことから、1学年3学級以上が必要であると考えます。

以上のことから、

岩見沢市における学級数の適正規模は、小学校12学級以上、中学校9学級以上とします。

《学級編制（1学級の児童生徒の数）》

1学級の児童生徒の数は、都道府県が定めることになっており、北海道教育委員会は、小1が35人、その他の学年が40人を基準とし、さらに、「少人数学級実践研究事業」として、小2、中1でも35人学級を実施しています。

また、文部科学省は、きめ細やかで質の高い世界最高水準の教育を実現するため、小・中全学年での35人学級を目指しています。

1学級の児童生徒の数が少なくなると、きめ細かな指導を行いやすくなる反面、少なくなりすぎると、人間関係の固定化や学級内で切磋琢磨する機会が少なくなることが懸念されます。

学級における班活動や多様な意見を出し合い考えを深め合う学習活動、体育科、音楽科の合唱・合奏の学習が円滑に行えること等を考慮すると、複式学級の解消を原則としながら、1学年1学級の場合でも、ある程度の人数を確保する必要があります。

以上のことから、

岩見沢市における1学級の児童生徒数の適正規模は、18人以上35人以下とします。

※ 35人学級の場合、1学年の児童生徒数が36人になると2学級となり、1学級の児童生徒数は18人となります。

(2) 適正配置

適正配置は、適正規模を確保するため、隣接する学校との統廃合及び通学区域の変更により進めることとなりますが、児童生徒数の推移、通学距離、地理的条件、地域との関わりなどを十分考慮し、保護者や地域住民との話し合いを行いながら進めていくことが必要であると考えます。

なお、通学区域については、現在の通学区域となった地域の歴史的経緯もあることから、統廃合等の検討の際に併せて見直しを検討します。

《適正配置の方法》

小規模校には、児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導ができるというメリットがある一方、様々な集団の編成や多様な学習活動の展開が困難となることや集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなるなどのデメリットが考えられます。

特にクラス替えが行えない場合、人間関係や相互の評価が固定化しやすく、人間関係のトラブルが生じた際に長期化、深刻化する可能性があり、小・中9年間クラス替えがない場合は、その影響が大きくなると考えられます。

また、さらに小規模な複式学級（2つの学年で1つの学級を編成する）になると、2つの学年の児童生徒を1人の教諭が指導することとなり、指導方法や教員配置等において、必ずしも望ましいとは言い難い環境です。

以上のことから、適正規模に満たない学校のうち『複式学級になる学校』及び『小・中9年間を通してクラス替えのない学校』については、以下により適正配置を進めることとします。

それ以外の適正規模に満たない学校については、存続させることを基本とします。

『複式学級になる学校』

少なくともその予測される5年前から通学区域審議会で改善に向けた審議を行います。

※ 現在、複式学級があるメープル小学校については、恵まれた自然環境の中で少人数を生かした特色ある教育活動を展開する『小規模特認校』に指定されていることから、審議の対象外とします。ただし、将来的に児童数の確保が困難となった場合については、審議の対象校とします。

『小・中9年間を通してクラス替えのない学校』

少なくともその予測される5年前から通学区域審議会で改善に向けた審議を行います。

ただし、

◇ 小学校は、地域コミュニティの核であり、学校と地域が一体となった教育活動を展開していることから、存続させること

◇ 中学校は、1学級18人を恒常的に下回らない学校については、小規模校の利点を生かせると判断し、存続させること

を基本に審議を進めます。

《通学距離・時間》

国の基準では、通学距離が、おおむね小学校は4km以内、中学校は6km以内であることを適正規模の条件の一つとしています。

適正配置により、通学距離が長くなることが予想されることから、児童生徒の通学の安全性及び通学時間には十分考慮する必要があります。

以上のことから、

適正配置により通学距離がおおむね小学校4km、中学校6kmをこえる場合には、通学支援策（スクールバス等）を検討します。

(3) 学校施設の耐震化

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場としてだけでなく、災害時には地域の避難所となるなど、防災拠点としての役割も担う重要な施設です。

以上のことから、

現在、耐震化未実施の小学校4校（中央、南、東、幌向）については、児童数の推移等を考慮し、存続校と判断して計画的に耐震化を図ります。

なお、耐震化にあたっては、耐震補強や改築など、その方法についても検討を行い、中央小学校については、現在地より西側（西1丁目～大和地区）に居住する児童の割合が高くなっていることから、耐震化を機に西側への移転を検討します。

(4) 児童館と小学校

児童館は、学校に併設するか、学校敷地内に建設することが望ましいが、児童館が既に整備されていることから、現在の12館で放課後児童クラブ等の事業を継続します。

ただし、利用者からのニーズ調査の結果等を参考にしながら利用施設の在り方について検討することが必要であると考えます。

以上のことから、

今後、利用する児童が増えた場合については、小学校の近接地に整備することや空き教室を活用した放課後児童対策を検討します。

(5) 中学校選択制度

制度の趣旨である「子どもや保護者が最適で魅力的な教育環境を、自らが判断し選択できる」ことは、今後においても必要であると判断し、制度は継続します。

ただし、制度を利用する意思等を面接により十分に確認する必要があると考えます。

以上のことから、

制度を利用する生徒、保護者との面接を学校において実施し、学校を選択する意思等について確認します。